

指定工事事業者の違反行為に係る処分等 の基準

別表

指定工事業者の違反行為に係る処分等の基準

1 処分等の基準

- (1) 違反行為の内容に応じ、次の「2 違反行為の内容等」に定めた処分等をする。
- (2) 処分等の決定の日までに複数の違反内容がある場合は、下記イ～ハのとおりとする。
 - イ 指定の停止の違反内容が複数ある場合は、それぞれの期間を合算する。ただし、合算した停止期間が6か月を超えた場合は、指定を取り消す。
 - ロ 文書警告の違反内容が複数ある場合は、複数の文書警告を指定の停止1か月に置き換える。
 - ハ 文書警告の違反内容が1つで、指定の停止の違反内容がある場合は、文書警告は行わない。
- (3) 文書警告を受けた日の翌日から2年以内に文書警告の違反内容があった場合は、下記イ、ロのとおりとし、この条文における最初の文書警告の効果は消滅する。
 - イ 文書警告の違反内容がその処分等の決定の日までに1つの場合は、その文書警告を指定の停止1か月に置き換える。
 - ロ 文書警告の違反内容がその処分等の決定の日までに複数ある場合は、複数の文書警告を指定の停止2か月に置き換える。
- (4) 指定の停止の処分から2年以内に、3回目の指定の停止の処分を行う場合は、指定の停止の処分に代えて、指定を取り消す。
- (5) 指定の停止中において、指定の停止の処分を行う場合は、指定の停止の処分に代えて、指定を取り消す。

2 違反行為の内容等

	違反内容	処分内容
指定要件違反	1 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という）を置かないとき	文書警告し、従わないときは、取消し
	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき	文書警告し、従わないときは、取消し
	3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると判断したとき	文書警告し、従わないときは、取消し
	4 破産手続開始の決定を受けたとき	文書警告し、従わないときは、取消し
	5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき	取消し
	6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき	取消し
	7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき	
	① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき ただし、違反行為による処分が、初回又は前回の指定の停止の処分から2年を経過（文書警告を除く。）しているときは、次のとおりとする。	停止6か月以下 又は取消し
	イ 水道部貸与のメーターを取り付けずに水道を使用したとき	停止2か月
	ロ 水道部貸与のメーターを承認した正当な場所以外へ設置し水道を使用したとき	停止1か月
	ハ イ～ロに該当しない行為であって、無断通水、メーターの不正使用等をしたとき	停止1か月
	② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき	停止6か月以下
	③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき	停止3か月以下
	④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき	停止6か月以下
	⑤ 管理者の承認を受けずに工事を施行したとき ただし、違反行為による処分が、初回又は前回の指定の停止の処分から2年を経過（文書警告を除く。）しているときは、次のとおりとする。	停止6か月以下
	イ 給水装置新設等申込書の提出をせずに工事をしたとき	停止2か月
ロ 給水装置新設等申込書の提出はしたが、承認を得る前に工事を施行したとき	停止1か月	
⑥ 工事完成後管理者の検査を受けなかったとき	文書警告し、従わないときは、停止6か月以下	
⑦ その他の違反行為	違反行為の内容により文書警告又は停止6か月以下	

主任技術者選任等義務違反	1	主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき	文書警告し、従わないときは、取消し
	2	主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき	文書警告し、従わないときは、停止3か月以下
届出義務違反	1	事業所の名称及び所在地等の変更届出を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき	文書警告し、従わないとき又は虚偽の届出をしたときは、取消し
	2	休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき	文書警告し、従わないとき又は虚偽の届出をしたときは、取消し
事業の運営基準違反	1	給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき	—
	2	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき	停止1か月
	3	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき	文書警告し、従わないときは、停止6か月以下
	4	施行技術向上の研修会の機会を確保しないとき	文書警告
	5	水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき	文書警告し、従わないときは、停止6か月以下
	6	給水管及び給水用具の切断・加工・接合等に適さない機械器具を使用したとき	停止3か月以下
	7	指名した主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成した日から3年間保存しなかったとき	文書警告し、従わないときは、停止3か月以下
工事の施行に関する義務違反	1	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく主任技術者を検査に立ち会わせないとき	停止3か月以下
	2	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	停止3か月以下
	3	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき	停止6か月以下
不正申請	1	不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき	取消し